

知的財産戦略本部 検証・評価・企画委員会（新たな情報財検討委員会）第1回会合における主な意見

（検討の方向性）

- 具体的、分析的な視点を適宜、抽象化、総合化しながら検討していくことが必要。
- 現行法制度だけを前提に考えるべきではない。多少法制度を変えることもあっても良いのではないか。例えば、著作権は、創造性というところに着眼して権利を付与しているが、そのような前提に縛られる必要はないのではないか。
- 制度改正は相当長い時間がかかるので、制度の改正を目指すだけでなく、方向性の提示や、民間企業の取組を促すことも対象。
- 国際的な議論をリードするために、積極的な提言を行うことが必要である。
- 海外における事例の収集や議論の報告をすべき。
- 省庁間の連携をしっかりとってほしい。

（基本的な視点）

- 基本的視点の（1）～（3）について、（1）の「産業競争力強化の視点」が1番ではないか。

（A I）

- A Iの進化が速すぎるので、短期だけでなく、将来何が起きそうかという中長期の視点でも検討すべき。
- 学習済みモデルを作るまでのプロセスが大事。
- 資料3の2ページの図は、1年くらい前の議論を前提にしたもので古い。資料は教師ありデータを前提に記載されているが、現在、教師なしデータを使うようになっている。
- 膨大なデータを集めて機械学習させることは一社だけで完結しなくなってくると考えられるので、請負業者が、どういったデータをもとに、どのようなアウトプットを出すのかというインターフェースを明確にしていくことも議論すべき。
- 特徴ベクトル（生データを学習済みモデルに食べさせた結果、得られるベクトル）が記載されていないが、別に取り出して議論すべき。特徴ベクトルが保護されるか否かは重要。
- A Iの基盤となるマシンを国が整備して、共有する取組を行うべきではないか。

(データ)

- 議論の対象であるデータとは何かをはっきりさせるべき
- 契約で保護できるデータ等は、外縁が明確なもののみである。議論はそこに限定してもよいのではないか。
- データは、サイズが大きくなっており、一部を切り出して譲渡するよりは、許諾して使うという時代になっている。
- データは今までの法律で守れるのか。安心感がないと企業はデータを出せない。重要なのはバランス。保持側・利用側どちらに傾いてもデータの囲い込みが起きる。
- データ、分析技術、ビジネスモデルの取引、利活用を促進するために、権利を与えた方が良いのかという議論をすべき。
- 方法論のスキームそのもの、つまりデータをどうするかビジネスモデルそのものが知財のターゲットとなり得る。
- データを日本の産業力の原点として、いかにフルにいい形で使うということが起点になる。
- データを世の中のために使っていくということを、国からも発信して、国民にポジティブなイメージを持ってもらうべき。
- 社会意識の醸成という点で、ネガティブな感情を持つ人々も意識して制度を作っていかなければならない。
- 総務省の行っている会議に関心があり、利活用に関してどんな議論がされているのかを教えてください。

以上